

クラス	受験	潘号	
出席番号	氏	名	

二〇一四年 度

第一回 全統高2模試問 題

玉

語

二〇一四年五月実施

試験開始の合図があるまで、この

·······················注 意

事

「問題」冊子を開かず、

左記の注意事項をよく読むこと。

(八〇分)

、この「問題」冊子は21ページである。

二、解答用紙は別冊子になっている。(「受験届・解答用紙」冊子表紙の注意事項を熟読す

ること。)

三、本冊子に脱落や印刷不鮮明の箇所及び解答用紙の汚れ等があれば試験監督者に申し出

ること。

四、試験開始の合図で「受験届・解答用紙」冊子の該当する解答用紙を切り離し、 に 氏名(漢字及びフリガナ)、在学高校名 、クラス名 、出席番号 、受験番号(受験

所定欄

票発行の場合のみ)を明確に記入すること。

六、試験終了の合図で右記四、の 五、指定の解答欄外へは記入しないこと。採点されない場合があります。 の箇所を再度確認すること。

七、 答案は試験監督者の指示に従って提出すること。

河合堅



にタズサわる行為者が実際の統治をソッセンして進めるという事態が発生した。しかも行政は、建前の上では法を適用している。------権を担う者がわざわざそこに首を突っ込む必要はないことになる。 に過ぎない。つまり、行政は決められたことを粛々と実行する執行機関に過ぎないと見なされている。この建前がある以上、 は大きなギャップがある。法の制定だけでは、法の適用を十分に制御することはできない。それ故、 近代の政治理論は主権という概念を作り出すとともに、これを立法権として定義した。ところが、法の制定と法の適用 法の適用、 すなわち行政 間に 主

すなわち、なぜそのような政治体制が「民主主義」と言われるのかと言えば、立法こそが主権を行使する場であると定義されて いるからである わち選挙によって代議士を議会に送り出すことにほぼ限定されている。なぜそれにもかかわらず民衆が主権者と言われうるのか、 近代の民主主義の場合、主権の担い手とされているのは民衆であるが、その主権の行使は立法権に部分的に関わること、すな

行機関に過ぎないという前提があるため、主権者たる民衆はそこにアクセスできない。 法を適用する側、 すなわち行政は、 実際には様々な物事に決定を下しており、 事実上の統治を担っている。 しかし、 行政は執

いったいどのような発想でこの課題に取り組んだらよいかを考えたい。 では、この近代政治理論の欠陥に端を発する近代民主主義理論の欠陥をどう正していけばよいだろうか? そのためにまず、

多数派の意見しか通らない。民意を反映していない。議会なのに少しも議論などしていない……。 近代の議会制民主主義については、一九世紀以来、多くの疑問が投げかけられてきた。議会は一部の支配階層が牛耳っている。 今も議会に対する批判は繰り

あきらめか、 だが、 それを根本から変えるなどというのは実に難しい。 あるいは革命への待望に至る。 X だから、 「根本から変えなければダメだ」という主張は多くの場合、

返されている。

確かに議会には問題がある。

では、どうすればよいだろうか?

ヒュームや、フランス革命時の政治家サン・ジュストの考えを参考にしながら、大変興味深い「制度論」を展開した。 ここで参考になる考え方がある。現代フランスの哲学者ジル・ドゥルーズは、一八世紀イギリスの哲学者デイヴィッド・

してはいけない」等々、法は人の行為を制約する。それに対し、制度とは行為のモデルである。たとえば結婚は一つの制度だが、 ドゥルーズは制度と法を次のように対比させて定義している。法とは行為の制限である。たとえば、「盗んではいけない」「殺

それは生き方のモデルとなる

されることになる えたトマス・ホッブズの社会契約論がその典型である。この場合、社会の起源には、人々を縛り付け、行為を制約する法が見出 くと何をしでかすか分からないから、法によって縛り付けておかねばならないというわけである。自然状態を戦争状態として考 社会というものは、多くの場合、法によって人々の行為を制限することで初めて成り立つと考えられてきた。人々は放ってお

共同体全体に関わる物事を決めるために寄合の制度が作られた。制度とは創意工夫によってもたらされる手段のことであり、社 会とはこの手段の組み合わせによって成立しているというわけだ。 たとえば人々の私有に対する欲求を満足させるために所有制度が作られた。労働を有効に活用するために分業の制度が作られた。 それに対しドゥルーズは、ヒュームの哲学にイキョしつつ、複数の制度が組み合わさって構成されているのが社会だと考えた。

作られたから盗みが起こることになり、それを禁止する法が必要になる。結婚制度が作られたから、重婚が禁止される。ここか る新しい社会観である ら見えてくるのは、法という否定的・消極的なものによってではなく、制度という肯定的・積極的なものによって社会を定義す このように考える時、法は社会の起源に見出されるものではなく、制度の後に来るものと考えられることになる。所有制度が

る。それに対し、 ・ゥルーズはこの議論を国家の政治制度にも拡張する。法は行為の制限であるから、 制度は行為のモデルであるから、制度が多ければ多いほど、国家は自由になる。制度があって初めて可能にな 法が多ければ多い ほど国家は専制 的 品にな

る行為の数がどんどん増えるからである。 言い換えれば、 何か満足を求めたり、 目標達成を目指す際の、 手段が増えるというこ

ければ多いほど、 過ぎる。我々は市民制度を二つか三つしかもっていないのだ。アテネにもローマにも、たくさんの制度があった。 に牛耳られているが、この力を弱めるためには、制度を増やしてゆくしか道はない」。 ドゥルーズはサン・ジュストの大変興味深い議論を紹介している。「今は余りにも法がありすぎて、余りにも市民制度がなさ 人は自由になると考える。制度は君主制下では少なく、絶対専制下ではなお少ない。専制はたった一つの権力 私は制度が多

ここからドゥルーズは次のような結論を導き出す―― 専制とは、多くの法とわずかな制度をもつ政体であり、民主主義とは、

多くの制度とごくわずかの法をもつ政体である。

のような議会であるべきか、多くの人がシンケンに考えてきた。 のためこれまで多くの議論が、議会そのものの改善のために費やされてきた。たとえば、民意がよりよく反映されるためにはど この制度論から議会制民主主義を見直すと、これまでとは全く異なる視点が得られる。議会制には大変多くの問題がある。そ

民主主義そのものに見出されるだろう。 をもっと増やすという考え方ができるのではないか? 多くの制度をもつ政体を目指すことが可能ではないだろうか? なぜ議会制民主主義の改善を目指す議論は、議会そのものの改善ばかりに目を向けてしまうのだろうか? しかし、 別の発想が可能ではないだろうか? 議会制は、すべての政治案件を議会に集約して処理することを目指す体制である。 議会は私たちが政治に関してもっている制度の一つに過ぎない。 その理由は議会制 ならば、 つま 制度

だから、この理想の実現は人々の心をつかんで離さない。人は何としてもそれを実現しようとしてしまう。議会制を巡る議論ま この理想は強固なものだ。そこに、議会制民主主義における人民主権ないし国民主権のすべてが賭けられているからである。 議会制の理想と同じく一元論的な発想になってしまう理由は、おそらくここにある。

り、議会制は政治を一元的に処理することを理想としている。

実際の政治は一元的に決定されているわけではない。議会だけが決定を下すなどというのは嘘であって、役所や官庁

。 | | | | 改善だけでなく、それと同時に、それと平行して、制度を追加していけばよい。「制度が多ければ多いほど、 めた上で、さらに制度を追加していけばいい。確かに議会は重要な制度であるから、これの改善はもちろんだ。しかし、議会の や警察など、議会以外の様々な機関で政治や社会に関わる決定が下されている。つまり実際には多元的に決定されているのだ。 ならば、主権者である民衆が政治に関わるための制度も多元的にすればいい。つまり、議会という制度は一つの制度として認 人は自由になって

度を作っていけばいい。そうすれば、近代の政治哲学の誤りを少しずつゼセイしていくことができる。根本から変える必要はな ならば、行政の決定にこの主権者が関わるような制度を作っていけばいい。立法府だけでなく、行政府にも主権者が関われる制 主権とは立法権であるという建前があるために、主権者たる民衆は行政による決定のプロセスから排除されているのだった。 革命も必要ない。 Y

(國分功一郎『来るべき民主主義』)

傍線部a~eのカタカナを漢字に直せ。

間

問二

Χ

Y

を補うのに最も適当なものを、

次の各群のアーオの中からそれぞれ

空欄

つずつ選び、 記号で答えよ。

どちらも要するに何もしないということである

ア

とすれば現状に即して改善するしかないだろう

X

ウ

工

1

何もしないよりは革命の方がよいに決まっている いずれも民意を反映した一つの解決策ではある

どちらを選ぶかは要するに民意にかかっている

オ

ア 立法権を弱めていけばいいのだ

ウ 制度を足していけばいいのだ

Y

1

行政改革をしてはいけないのだ

自然の流れに従えばいいのだ

エ

オ 立法と行政を均衡させればいいのだ

問三 傍線部1「近代政治理論の欠陥」とあるが、これはどういうことか。四十字以内(句読点等を含む)で説明せよ。

— 5 **—**

ものを、次のア〜オの中から一つ選び、記号で答えよ。

ア 議会は民意をよりよく反映するものであるべきなのに、 一部の支配階層に牛耳られてい

1 議会は民主的に運営されるべきなのに、実際は多数派の意見しか通らない仕組みになっている。

ウ 現在の議会制民主主義においては、主権者であるはずの選挙民の意見が法の制定に反映されていない。

工 議会が一元的に運営されていることに象徴されているように、実際の政治は多元的に行われていない。

オ 議会で満足な議論がなされていないことに示されているように、議員が自らの職責をまっとうしていない。

問五 傍線部3「制度が多ければ多いほど、人は自由になっていく」とあるが、その理由を筆者はどのように考えているのか。

法」と「制度」との違いに触れつつ、百字以内 (句読点等を含む) で説明せよ。

- ア 立法権を統治の根本に置いている限り、たとえ間違った法であっても、建前上行政は決められたことを粛々と実行する
- しかない。
- イ ホッブズは、法を欠いた自然状態は野蛮状態であり、法の制定によってはじめて人々は社会秩序を手にすることができ
- ると考えていた。

工

る。

- ウ 所有制度に違反するものとして事後的に窃盗の罪が生まれたからには、窃盗の撲滅のために所有制度を廃止すべきであ
- と断じている

市民制度が二つか三つしかないフランス革命時の現状を見て、当時の政治家サン・ジュストは革命政府が専制的である

- オ 近代民主主義において、選挙によって選ばれた代議士が政治を支配するため、民衆は行政に関わることができずにいる。
- 力 すべての政治案件を一元的に処理するという理想があまりに強固なため、人々の政治改革の発想までもが一元的になっ

ている。

の少なさ、仕事と生活の調和などの観点から測られる。そしてそれを裏づける指標を求めて、「幸福に関する実証研究」なるも 総幸福度」でいう「幸福」は、 世紀を跨いだ頃から、「国民総幸福度」が、 国民の満足感の多寡で測られ、その満足感はさらに健康や心の安らぎ、寿命の長さ、失業や事故 国情、 ないしは国家の発展を測る指標として人口に膾炙するようになった。 国民

のに取り組まれるようにもなっている。

る にそれ自体として望ましく、けっして他のもののゆえに望ましくあることのないようなもの」、それが幸福であるとしたのであ は幸福を「自足した善」と呼んだ。つまり、「いかなる場合にもけっして他のもののために追求されることのないもの」、「つね 康、さらにはそれらを手に入れるための知恵や技能は、幸福になるためには望ましいものであっても、その逆はありえない。つ いはじめると、 たんに言えないことがあきらかになる。そもそも何を満足とするかについて、意見の一致を見ることは少ないからである。 しかしいざ「幸福とは何か」というふうにその定義をなそうとすると、それは日々の暮らしに満足できていることだとはかん 人間の行為はみな幸福をめざしているという点については、おそらく異論はなかろう。だが、いざこの幸福が何であるかと問 意見はちりぢりになる。快楽だ、名誉だ、富だ、健康だ、というふうにである。けれども、 知恵や技能を手に入れるために幸福になるということはありえない。そういう意味で、アリストテレス 快楽や名誉や富や健

単純すぎる。 が、そういう「自足的な善」を、個人の主観的な満足感、あるいは「安楽」という個人的な充足感と考えることは、 あまりに

ということがある。「あのときは幸福だった」というふうに、幸福は失ってはじめて切にわかる。 ても幸福感というものは長続きせずに凡庸な日常へとすぐに均されてしまうのがつねだ。幸福は感覚としては持続しない ひとは幸福の渦中にいるときはそれを幸福として意識しえず、それを失ったときにはじめてそれが幸福であったと知る それに、 あるとき幸福を感じ

福経済学」という名の実証研究など、一見幸福論と見えるもののインフレーションが起こりつつあるその理由は何だろうか。 地域社会の崩壊や格差の拡大などの問題に直面するなかで、「経済成長」が幸福の条件であるという神話への いう、そのような りたいと願うのに、 如し」とは司馬遷の言葉である。このように見てくると、幸福に関しては、内容からはどうも十全に規定できなさそうである。 い違いだったと気づかれることもある。ことほどさように、幸福は不幸に、不幸は幸福にたやすく裏返る。「禍福は糾える縄の の感覚のことであり、幸福になればもはや幸福とは感じない、つまり色褪せてしまう。幸福にはこのように、だれもが幸福であ ⁻やっと試験が終わった」「きょうは出かけなくていい」といったときのほっとした感覚に見られるように、幸福とはむしろ移行 ところが、二十世紀末になって国際社会が、環境危機やエネルギー資源の枯渇、金融市場やそこでのマネーゲームがもたらす 幸福と思っていたものを手に入れたとたんに幸福でなくなる、あるいは幸福でいつづけることはできないと A |がまとわりついている。また、ある時点で満足だと思っていたものが、振り返ってとんでもない思 В が生まれ

の作業に人びとは神経症的に合流してゆく うことである。デオドラントからさまざまの社会的抑圧や失調の「見て見ぬふり」まで、安楽の喪失に張えながらその源の消去 互交渉が無いばかりか、そういう事態と関係のある物や自然現象を根こそぎ消滅させたいという欲求」を見た。ここで根こぎ 楽」を不快のない状態としてとらえ、「不快の源そのものの一斉全面除去(根こぎ)」へと向かう傾性に、「不愉快な事態との相 (殲滅) というのは、 この擬似的な幸福論を「「安楽」への全体主義」と呼んだのは一九八五年の藤田省三である。かれはこの表現において、「安 不快な事態と対決するよりも、むしろそうした対面の C | そのものをあらかじめ消去してしまうとい

とも結合しない享受の楽しみは、 は、紆余曲折の克服から生まれる「喜び」という「総合的感情」がこれとともに消失してゆくことであった。「苦しみとも喜び 「「安楽」への全体主義」、いいかえると「「安らぎを失った安楽」という未曾有の逆説」を目の当たりにして藤田が憂えたの 工夫、持続といった徳もまた消えてゆく。わたしたちは先ほど幸福とは移行の感覚だと言ったが、この移行は、 空しい同 一感情の分断された反復にしか過ぎない」。「遠方を見る視力」が失われることで、忍 藤田 のいう

う問いは、得たものの大きさではなく、失ったものの大きさに比例して深まってゆく。いいかえると、自身もしくは他者が失っ 紆余曲折を経て生まれる「喜び」としてそれを享受したときに幸福として感受されるものなのであろう。「幸福とは何か」とい ように、さまざまの忍耐や工夫を積み重ね、それらをとりまとめてゆくなかでまさに生全体のあり方への D

たものへの想像力の強度に比例して、深まってゆくものなのであろう。

を見いだせないという意味で)見棄てられているという感情が、今日、想像を超えて人びとのあいだに浸潤してきているからだ めぐりあわせたとき、ピースサインとともに「ハッピー」「ラッキー」と口走る。 識されようがなくなる。そう「幸運」としてである。籤に当たったり、美味しいものにありついたりと、人びとは小さな幸運に ている。幸福への道筋が見えないのだから、幸福そのものについてもじぶんの存在にとって偶然的なめぐりあわせとしてしか意 ろう。しかも、社会システムが異様に複雑化してきたなかで、そうした失調の理由を人びとはますます見透すことが困難になっ 幸福への問いがインフレーションを起こしているのは、たしかに幸福感の薄さ、ないしは(働き場や交友関係といった居場所

困窮に独り孤立して向きあうしかないという状況である。ここでは、「共同防貧」のしくみがあった時代の、他人が不幸でいる 失ったところに生まれた貧困の孤立化をさしてのことである。個人が、家族や地域社会などの共同体から切断されて、 もあるということだ。めぐりあわせの喪失、それを柳田國男はかつて「孤立貧」と名づけた。「共同防貧」というエートスを(注3) あいだはわたしは幸福であってはならないという感覚もまた消失してゆく……。「ひとりで幸福になろうとしても、 ⁻あなたは幸福ですか」という問い自体がすでに_| ここで、めぐりあわせということで一つ注意しておきたいのは、めぐりあわせは「運」のそれであるとともに他者とのそれで — 寺山修司は、ある年配の言葉としてこれを記録したのだが、もしそのように幸福は他者との共作であるのだとすれば^(注5) Е だということになる。 それは無理 おのれ

影が、奥行きがない。 ところがある。けれどもそれは、守るべきものでありながら、実際にはそれを守りきれなかったという苦い思いで裏張りされて 古来、「殺してはいけない」という徳目がある。 道徳を後代に伝えてゆくためには、 が、この徳目をそれだけ口にするのであれば、きれい事で終わる。そこには たしかに理屈抜きで「ならぬものはならぬ」と言わなければならない

ばならないときもあったし、軽い気持ちで殺したこともあったかもれない。あるいは、やむにやまれず殺したことも。それでも なじで、幸福を語るときにも、ひとは不幸に浸る時間を削ってはならない。そのうえで「幸福」という青空について語りつづけ なお、人はやはり殺してはならない……」といった語り口で、影の部分もろとも語りださなければ人には伝わらない。それとお いなければ伝わらない。「絶対に人を殺してはいけない。けれどもわたしたちは実際にはいっぱい人を殺してきた。殺さなけれ ること。この揺れと強度を欠いた幸福論はついに絵空事で終わる。

(鷲田清一「幸福論の幸不幸」)

注 2 デオドラント……体臭や汗の臭いを防いだり、取り除いたりすること。 インフレーション……一般的物価水準が継続的に上昇し続ける現象。ここでは増加しているという意味

3

柳田國男……民俗学者。(一八七五~一九六二)

エートス……特定の社会集団を特徴づける気風・慣習。

寺山修司……歌人・劇作家。(一九三五~一九八三)

5 4

| エ 人為的に作られる| 人口に膾炙する | ウ 世間に広く知れ渡る | イ 人々に誤解を与える | ア 数値に換算される

a

b

未曾有

ウ

常識では有り得ないこと

1

危機が迫っていること

ア

, オ

つじつまが合わないこと

エ

想像が及ばないこと

打余曲折ウ自己嫌悪に陥ることエ複雑な経過をたどること

c

問二 空欄 Α S Е を補うのに最も適当な語を、 次のアーキの中からそれぞれ一つずつ選び、記号で答えよ。ただ

し、同じ語を二度以上用いてはならない。

ア 虚構 イ 目的 ウ 懐疑 エ 機会 オ 逆説 力 主題 丰 評価

問三 傍線部1「一見幸福論と見えるもののインフレーションが起こりつつあるその理由は何だろうか」とあるが、「その理由

についての筆者の考えとして最も適当なものを、次のアーオの中から一つ選び、記号で答えよ。 環境危機や格差問題に直面するなかで、経済成長を幸福の条件としてきたこれまでのあり方を見直す動きが強まってい

ることが、 経済的な豊かさや国情に左右されない「幸福度」を評価軸とする幸福論の隆盛につながってい

ようになった結果、 これまでの幸福の基盤であったはずの自然環境や地域社会が崩壊してゆくにつれ、多くの人々が不遇感や疎外感を抱く 困難に耐え、 前向きに努力することで幸福になると説く幸福論が社会的な支持を広げている。

ウ な事態を排除した目先の安楽さを追い求め、満足感を指標とする幸福論の流行を生む背景となっている。 社会システムが複雑化し多様に変化していくなかで、多くの人々が幸福への道筋を見透し難くなっていることが、不快

工 家族や地域社会などの共同体の解体によって孤立した個人が、自己の生活の満足に幸福のよりどころを求めるように 職場や交友関係における満足感のみを幸福とみなす擬似的な幸福論が広く受け入れられるようになった。

オ 感する人々が増加するにしたがって、 国際社会が経済成長の限界に直面するなかで物質的な豊かさを求めることが困難となり、 精神的な安らぎで「幸福度」を測る俗流幸福論が市民権を得るようになった。 屈託のない気楽さに幸福を実

問四 者の考えに即して、百字以内(句読点等を含む)で説明せよ。 傍線部2「この揺れと強度を欠いた幸福論はついに絵空事で終わる」とあるが、これはどういうことを言ったものか。

筆

ア

人間の行為がすべて幸福をめざしているという固定観念から解放されることで、はじめて人は幸福を享受することがで

きる。

イ ある種の快楽を幸福と感じることもあるが、幸福は他の快楽などの手段とならず、それ自体が目的だととらえる説もあ

る。

ウ 幸福感は個人によって異なるうえに、一過性の変化しやすい感覚であるため、幸福の内容を定義することは難しい。

工 不快なものが人々の不幸を招くのなら、その根源を元からすべて一掃するのも、現代人が取るべき一つの選択肢と言え

る。

オ 幸福は偶然的なめぐりあわせとして意識されるものであるから、たとえ小さな幸運であっても大切にする気持ちが重要

である。

力 たとえ道理にかなった幸福論であっても、 あえて邪悪なものに触れなければ、その正しさは人に伝わらない。

Ξ 野本宮に見たてて参詣していた。これを読んで、後の問に答えよ。(配点 議が発覚して、鬼界ヶ島 熊野三山に祀られる神 次の文章は 平家物語 (権現)を信仰していた成経と康頼は、鬼界ヶ島にも熊野と似たような場所があるのを見つけ、そこを熊 (現在の鹿児島県奄美群島に属する島)に流された。そこで、かねてから紀伊国(現在の和歌山県) 』の一節である。平家討伐を企てた、藤原成経 五十点) (少将)、平康頼 (康頼入道)、俊 寛僧都の三人は、 謀 の

だち、 康頼が膝に散りかかるを見れば、一つは「帰雁」と虫食ひたり。一つには「二」文字を食ひたり。また、よくよく見れば、 ある日、本宮に詣で、法施をつくづくと手向けたてまつりてありければ、いつよりも信心肝に銘じ、五体に汗出でて身の毛よの。 (注1) (注1) 権現金剛童子の御影向もたちまちにある心地して、 嵐 X |吹き下ろして木の葉かつ散りけるに、南木の葉二つ、||吹き下ろして木の葉かつ散りけるに、南木の葉二つ、| 歌

| Y | 神の斎垣を頼む人などか都へ帰らざるべきを一首、虫食ひたるを見出だしたり。

え候ふ」とて、涙を流して下向せられけり。 蛛の落ちかかり候ひつるに、権現の御利生にて、少将殿召し返されさせ給はんついでに、入道も都へ帰り候はんずるにやと思ひ 見て、「あら不思議や。今は、権現の御利生にあづかりて都へ帰らんことは一定なり」とて、いよいよ祈念せられけるに、 康頼入道、「これを御覧候へ。この島には南木は候はぬに、この葉の出できたり候ふは」とて、少将にたてまつる。少将取りて------て候ひつるなり。さても、 入道、申しけるは、「入道が家には、蜘蛛だにも下がりぬれば、昔よりかならずよろこびをつかまつり候ふが、今朝の道に小蜘(注4) 『帰雁』『二』と読まれて候ふこそ、あやしく候へ。いかさまにも、残りとどまる人候はんずるとおぼ 康頼

- (注)1 法施……仏などに対し、経や法文を唱えること。
- 2 影向……神仏が仮の姿をとってこの世に現れること。
- 3 南木……マキ科の常緑高木。熊野地方に多く、神木とされる。

4 蜘蛛……蜘蛛が現れると吉事があるという俗信があった。

問一 二重傍線部a~fの動詞を、それぞれ終止形に直して答えよ。

問二 空欄 Χ には形容詞「すごし」が入るが、適当な活用形に直して答えよ。

問三 空欄 Y に入る枕詞として、最も適当なものを、次のア~オの中から一つ選び、記号で答えよ。

イ たらちねの ウ エ

P

あしひきの

ひさかたの

ぬばたまの

オ ちはやぶる

問四 傍線部1「などか都へ帰らざるべき」の解釈として、最も適当なものを、次のアーオの中から一つ選び、記号で答えよ。

ア きっと都へ帰ることができるはずだ。

どうしても都へ帰らずにはいられない。

ウ どうあっても都へ帰らないつもりだ。

工 どうして都へ帰ることができないのだろう。

オ なんとかして都へ帰りたいものだ。

問五 傍線部2「たてまつる」・4「あやしく候へ」を、それぞれ現代語訳せよ。

問六 傍線部3「あら不思議や」とあるが、それはなぜか。わかりやすく説明せよ。

問八 『平家物語』と異なるジャンルである作品を、次のアーオの中から一つ選び、記号で答えよ。 オ 曾我物語

ア 保元物語 イ 義経記 ウ源氏物語 工 太平記

夏 英公 帥二江西1日、時豫章大疫。公命2医するタルノニュニュルショ 製工薬分二給居民。

矢 請日、「薬 雖、付、之、恐亦虚設。」公曰、「何故。」医曰、「江西之

俗 尚、鬼信、巫、毎、有:液病、未:"嘗親:"薬餌,也。」公曰、「如、此則民だつとビョ ズレバふョ いくどせ リト

死:於非命;者多矣。不」可:以不:禁止;」遂下」令捕:為」巫者;杖,之。

其』 著 間者黥 隷二 他州。一 歲、部内共治 一千九百余家。江

西自此淫巫遂息。

(『独醒雑志』による)

(注) ○夏英公……北宋の人、夏竦のこと。英公は尊称。

○韓』江西』……江西地方の洪州の長官であった。

○豫章……地名。洪州の中心都市。

○大疫……疫病が大流行する。

○鬼……鬼神。○虚設……むだになる。

○巫……みこ。神の言葉を取り次ぐ者。

○杖……棒でたたく刑に処す。

○著聞……世間によく知られている。

○ 黥隷 | 他州 | ……刑罰として入れ墨をし、他の州に追放する。(『清月』 | 十月 | 6~9~4 | 7~6 | 7

○部内……管轄内。

○治……正常な状態にする。

○淫巫……邪悪なみこ。

問一 傍線部⑦「如、此」、⑦「自」の読みを、すべて平仮名で記せ。

問二 傍線部③「命」、⑤「息」と同じ意味の「命」「息」を含む熟語を、次の各群のア~オの中からそれぞれ一つずつ選び、記

号で答えよ。

(a)
(a)

(a)
(a)

(a)
(a)

(c)
(c)

(c)
<td

「息」 イ ウ イ 終 息 息

b

オ

利息

問三 傍線部①「薬 雖、付、之、恐 亦 虚 設」を現代語訳せよ。

傍線部②「未…嘗 親…薬 餌」也」を書き下し文に改めよ。

問四

問五 傍線部③「不」可以不一禁止一」の解釈として最も適当なものを、次のアーオの中から一つ選び、記号で答えよ。

ア 医者が薬を作ることを禁止しなければならない。

イ 医者が薬を作ることを決して禁止してはならない。

ウ 民が薬を飲むことを全く禁止するつもりはない。

エ みこが民を惑わすことを全く禁止するつもりはない。

オーみこが民を惑わすことを禁止しなければならない。

問六 傍線部④「下」令 捕;為」巫 者;杖」之」とあるが、夏英公が「巫を為す者」を捕らえて処罰したのは何のためか。四十字

以内(句読点等を含む)でわかりやすく説明せよ。

無断転載複写禁止・譲渡禁止